

化合物提供契約書

(契約項目表)

| | | |
|---------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------|
| 1. 甲 | 国立大学法人 東京大学 | |
| | 研究 担当者 | 創薬機構 副機構長・特任教授 小島宏建 |
| 2. 乙 | 機関名 | |
| | 申請者 | 部署 研究者名 役職 住所 郵便番号 - 電話番号 -- E-mail |
| 3. 化合物サ ンプル | 1) 内容 | 化合物サンプルID (甲から提供された化合物ライブラリー におけるID番号をいう) 別添化合物IDに記載 |
| | 2) 請求量 (DMSO溶液) | 10 mMの場合 各 microL 2 mMの場合 各 microL |
| | 3) 受付番号 | (元の受付番号) |
| | 4) その他特記事項 | |
| 4. 試験目的 | | |
| 5. 試験内容 | | |
| 6. 使用者(申請者) | | |
| 7. 使用場所 | | |
| 8. 本化合物の改変 | 個別許諾 | |
| 9. 本化合物を使用して得られ た成果の公表 | 発表の10日前までに甲の承諾を得る | |
| 10. 本化合物提供料 | 有償 (実費) 見積書の通り | |
| 11. 秘密保持期間 | 本契約締結日より10年間 | |
| 12. 新成果報告期間 | 化合物サンプル返却から3年後まで | |
| 13. 有効期間 | 本契約締結日より 年 月 日まで | |
| 14. 契約終了の際の取扱 | サンプル返却 | |

甲と乙は、上記契約項目表記載の化合物サンプル提供につき、裏面の通り化合物提供契約（以下「本契約」という。）を締結し、この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年月日

(甲) 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人 東京大学総長 五神 真
代理人 薬学部・薬学系研究科 事務長 佐藤洋之

(乙)

(本化合物)

第1条 本化合物とは、甲の保有する契約項目表3.の化合物サンプルとする。

(提供)

第2条 甲は、乙に契約項目表3.の本化合物を提供する。ただし、提供時には別途のIDが付され、第1-3条に定める試験結果報告書提出により化合物を特定できる実IDが開示される。

(使用目的・使用範囲)

第3条 乙は、契約項目表4.の試験目的、契約項目表5.の試験内容にもとづき、本化合物の使用を行う。それ以外の使用を行わない。

(使用者・使用場所)

第4条 本化合物は、契約項目表6.の使用者および直接の監督下にある者のみが契約項目表7.の使用場所でのみ使用することができる。ただし、契約期間内にやむを得ない事由により使用者又は使用場所を変更する場合には、事前に理由書を添えて甲の承認を受けなければならない。

(化合物の知的財産権)

第5条 提供された本化合物に関する知的財産権については、本契約に明示して定める場合を除き、甲は原則主張しない。ただし、本契約に関わらず甲が取得した又は取得しうるべき権利についてはこの限りではない。

(非保証)

第6条 甲は、乙による本化合物の利用が第三者の産業財産権をはじめとする一切の知的財産権を侵害しない旨の保証、及び商品性又は特定目的への適合性の保証をはじめとする一切の保証が無い状態で提供するものであり、乙による本化合物の使用について乙及び第三者に生じた損害の一切の責任は乙が負うものとする。

2. 乙は、本化合物により発生した如何なる問題についても甲に責任を問わない。乙は、本化合物が実験用であり、未知の危険性を有する可能性があること、実験用化合物を取り扱う事の危険性を承知して、及び未知の危険性を有する化学物質の取り扱いについて適切な操作法を遵守する。

3. 甲は本化合物サンプルの化学構造や純度等について、できる範囲で再確認等の支援は行うが、保証は一切行わない。

(本化合物の取扱)

第7条 乙は、本化合物が研究を目的としたものであり、その特性が全て確認されていないことを確認し、その取扱いについて慎重かつ十分な配慮を行うものとする。

2. 乙は、諸法規、国又は公的機関の定める規制及び指針に従って本化合物を取り扱うものとする。

3. 乙は、本化合物をヒトに使用してはならない。

(改変)

第8条 乙による本化合物の改変については、契約項目表8.に従い、下記のとおりとする。

<個別許諾>：乙は、本化合物の改変を行おうとする時は、事前に、甲の書面による承諾を得るものとする。

(新成果創出の取扱い)

第9条 乙は、本化合物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡するものとする。

2. 前項の規定は、本契約締結の日から契約項目表12.の期間有効に存続するものとする。

(研究協力について)

第10条 甲は、乙から要請があった場合、乙への化合物の提供を通じて、制御化合物探索方法の検討および効率のよいスクリーニング系の検討を含む研究支援（以下「本研究支援」という）を行う。

(知的財産権の取扱い)

第11条 前条の研究協力により、甲及び乙は自己に所属する研究担当者又は研究協力者（以下併せて「研究担当者等」という。）が本研究支援の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。

2. 甲及び乙は、甲に所属する研究担当者等及び乙に所属する研究担当者等により本研究支援の実施に伴い共同で得られた発明等に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）について当該発明等を得たそれぞれの研究担当者等から承継した場合、当該発明等に関する知的財産権における甲及び乙の持分を定める共同出願契約を別途締結し、係る共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

3. 前項の共同出願契約において、出願費用の負担、外国出願、第三者への許諾条件等について、たがいに協議し両者合意のうえ取り決めるものとする。

(本化合物を使用して得られた成果の公表)

第12条 乙による本化合物を使用して得られた成果の論文等の公表については、契約項目表9.に従い、下記のとおりとする。

＜事前の承諾＞：乙は、本化合物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、少なくとも10日前に甲の承認を得る。

2. 本化合物サンプルは公的なものであるため、利用条件として成果を広く国民で共有することが求められている。したがって、本化合物を利用した成果について、一般公開用報告書を知的財産権出願または論文等公表後には30日以内に、それ以外の場合は契約終了後6ヶ月までに速やかに提出する。本報告書は甲乙双方が合意した時点でホームページ等にて公開される。

(本化合物を使用して得られた全試験結果の報告)

第13条 乙は、試験終了後3ヶ月以内に所定の試験結果報告書にて全試験結果（生データ）を東京大学創薬機構に提出する。ただし、契約項目表13.記載の有効期間内に試験終了できない場合には、有効期間満了日までに経過報告書を提出し、その後の取扱いについて協議するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第14条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に対して、本化合物を提供してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 甲及び乙は、相手方の事前の文書による承諾がない限り、本契約上の地位並びに本契約上の債権及び債務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は移転してはならない。

(提供料)

第16条 乙は、甲に対して、本化合物の提供にかかる費用として、契約項目表10.に記載された料金を支払うものとする。

2. 提供のために特別な容器を必要とする場合の容器代は乙が負担するものとする。

(化合物の受領)

第17条 乙は、本化合物を受領したときは、速やかに甲に対し受領書を返却し、適切に管理するものとする。

(化合物の返却)

第18条 乙は、試験を終了もしくは何らかの理由で本化合物の使用を中止した時、または契約項目表13.に定める期間満了の日までに、残存した本化合物を甲の指定する場所に、送料負担の上、返却しなければならない。

2. 乙が本契約の条件に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、乙は、甲の指示するところに従い、本化合物を速やかに返却しなければならない。

(受領情報の処分)

第19条 乙は、前条に基づき本化合物を甲に返却する場合、乙が本契約に基づき、甲から開示された情報の処分につき、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、相手方より開示された相手方の経営上及び業務上の情報並びに本化合物に関する一切の情報を含む技術上の情報を秘密として保持し、情報の提供者の事前の承諾なく、契約項目表4.に定める使用目的以外に使用、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

2. 甲及び乙は、相手方より開示された情報を開示する自らの役員及び教職員等に対し、本契約上の自己と同等の秘密保持義務を負わせる義務を負うものとする。

3. 本条に定める秘密保持義務は、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制されたもの
- 七 書面により事前に相手方の同意を得たもの

4. 本条の規定の第三者から、創薬機構の運営に係る政策立案や管理上必要とする文部科学省、内閣府総合科学技術・イノベーション会議、内閣官房健康・医療戦略室、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、同機構創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業の関係者は秘密保持義務を課した上で除くものとし、必要最低限の情報が提供される場合があるものとする。

5. 前項に関連して甲の提供業務の活動度を示す統計的データ（提供先機関名、提供件数、提供化合物数等、試験内容を特定できないものに限る）に関しては必要に応じて公表されることがあるものとする。
6. 本条の規定の第三者から、契約項目表4.に定める目的遂行のために必要な甲乙双方と別途の共同研究契約を締結した機関の研究者は除くものとする。このとき、開示された本化合物や本研究支援の情報に基づき新しい発明が生じた場合は、甲に通知し、発明の取扱いについて協議するものとする。
7. また前項において、本情報を受け取った研究者がそれに関連する成果発表を行う場合には、当該研究者にも第12条を準用し、事前に甲に通知するものとする。
8. 本条の規定は、本契約締結の日から契約項目表11.の期間有効に存続するものとする。

（損害賠償）

第21条 乙は、本契約に関して甲に損害を与えた場合、甲に生じた損害を賠償する義務を負う。ただし、本契約に別途定める場合はこの限りではない。

（有効期間）

第22条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から契約項目表13.の日までとする。

（解除）

第23条 甲又は乙が本契約の全部又は一部に違反した場合、相手方は期限を定めて催告し、催告期間中に当該違反が是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。

（解約及び変更）

- 第24条 甲及び乙は、双方合意の上、本契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。
2. 甲及び乙は、解約希望日の3ヶ月前までに、相手方に対して書面をもって通知することにより、本契約を解約することができる。

（存続条項）

第25条 本契約が終了、途中解除あるいは解約された場合（終了理由の如何を問わないものとする）でも、第9条、第12条、第15条、第18条、第20条、第21条及び第27条の規定は有効に存続する。

（協議）

第26条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項または本契約の定めに関する疑義を生じた場合、互いに誠意をもって協議し、これを決する。

（準拠法・合意管轄）

第27条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（完全合意）

第28条 甲及び乙は、本契約が本化合物の提供に関する当事者間の完全な合意を定めたものであり、本契約締結以前に甲乙間で取り交わした一切の合意に取って代わるものであることに合意する。

[以下 余白]